

## 沖縄県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 知事は、病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的として、当該病院及び当該有床診療所が看護補助者の処遇改善を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知「看護補助者処遇改善事業の実施について」の別紙「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、令和6年3月29日厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知「令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金の交付について」の別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱」及び「沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

**第2条** この補助金は、実施要綱に基づき、本事業の対象となる病院及び有床診療所（以下「対象医療機関」という。）が看護補助者の賃金改善等のために実施する事業（以下「補助事業」という。）を対象とし、対象医療機関が看護補助者の賃金改善等に充てた経費として実施要綱に基づき算出した額を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

**第3条** この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

- (1) 対象医療機関の看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として実施要綱に基づき算出された額と実際に対象医療機関の看護補助者の賃金改善等に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による交付申請書に關係書類を添えて、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

**第5条** この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 申請者が地方公共団体の場合、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第3号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 申請者が地方公共団体以外の場合、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(遂行状況報告)

**第6条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに第5号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

**第7条** 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

**第8条** 知事は、必要があると認める場合においては、交付決定額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

**第9条** 補助事業者は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、別途定める期日（第5条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

**第10条** 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

**第11条** 特別の事情により第3条、第4条、第7条及び第9条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に限り適用する。